

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小松文人議長 別に討論もなければ討論を終結いたします。

これより、議案第 94 号「安芸市職員定数条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 95 号「安芸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 96 号「安芸市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 97 号「安芸市土佐ジロー加工場条例を廃止する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 98 号「安芸市土佐ジロー加工場の指定管理者の指定期間の変更に関する件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 99 号「市道の路線認定の件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 106 号「安芸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例」から、議案第 108 号「財産の処分について」までの 3 件を一括議題といたします。

ただいま議題となっておりますこれら 3 件について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○竹部文一副市長　提案いたしました議案につきまして、提案理由を説明いたします。

議案第 106 号「安芸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例」及び議案第 107 号「安芸市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、高知県議会議員及び高知県知事等県の特別職の期末手当の支給月数が改正されるのに準じて、市議会議員及び市長、副市長、教育長に対して支給する期末手当の支給月数を改正しようとするものでございます。

その内容といたしましては、12 月期の期末手当につきまして、現行 1.60 月から 1.65 月へと 0.05 月分引き上げ、年間支給月数を 3.05 月から 3.10 月へと引き上げるものであります。また、平成 31 年度より、年間支給月数 3.10 月に対し、6 月期 12 月期の支給月数をともに 1.55 月に改正しようとするものでございます。

今回の改正に伴う影響額といたしましては、市議会議員総計で約 26 万円の増、市長、副市長、教育長につきましては、合わせて約 11 万円の増額となる見通しであります。

次に議案第 108 号「財産の処分について」につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

処分財産は土地で、安芸市西浜字ケイコヤ 2359 番ほか 33 筆、地目は原野ほか、面積は 5,045.77 平方メートル、処分価格は 5,095 万 798 円で、処分目的は障害者及び高齢者福祉に資するサービス又は事業に伴う施設整備支援のため、処分の方法は随意契約により売却で、処分の相手方は社会福祉法人土佐厚生会、理事長藤田久雄氏であります。

社会福祉法人土佐厚生会より「障害者支援施設あき」及び「小規模多機能型居宅介護事業所南風」の移転先として同市有地購入の意向が示されたことを受け、本市の障害者や高齢者が受けるサービスの継続や、雇用の場の確保、また災害発生時には近隣住民や高齢者等の避難所としての利用が見込まれるなど、公共的・公益的の観点から有効活用を図れるとして、元火葬場予定地を含む市有地の処分を行うものでございます。

なお、処分価格につきましては、鑑定評価により金額を決定しております。議案説明書に位置図を添付しておりますので、お目通しをお願いします。

以上で、提案しました案件の説明とします。御審議の上、適切な御決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○小松文人議長　これよりこれら 3 件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小松文人議長　別に質疑もなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっておりますこれら 3 件は、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小松文人議長　御異議なしと認めます。よって、これら 3 件は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

7 番　山下裕議員。

○7 番（山下　裕議員）　議案第 106 号「安芸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例」に反対の立場で討論を行います。

議員活動として視察研修等で議員の資質・能力向上につなげるための政務活動費が平成 30 年度より財政難などを理由に交付されなくなっております。議員が調査研究活動するための活動費の交付を休止しておきながら議員報酬を上げるというのは少し矛盾しているのではと思われます。また本市は庁舎建てかえ、小中学校統廃合や老朽化した施設などたくさんの箱物建設が予定されており、今後徐々に財政難に陥ってくるのではと大変危惧される状況ではないかと思われます。

高知市では特別職、市議会議員報酬は据え置く処置がとられており、市長 10%、副市長 5% の独自カットもしていると聞いております。安芸市議会としても少しでも財政負担を軽減さす努力が必要ではと思われ、議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例は当面見送るべきではという思いです。

以上のことを申し上げ反対討論といたします。

○小松文人議長　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小松文人議長　ほかに討論もなければ討論を終結いたします。

これより、議案第 106 号「安芸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長　起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 107 号「安芸市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長　起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 108 号「財産の処分について」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長　起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 109 号「安芸市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

ただいま議題となっております本件について、提案理由の説明を求めます。

4 番 藤田伸也議員。

○4 番（藤田伸也議員）　議案第 109 号「安芸市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例」、案文を読み上げまして提案理由とさせていただきます。

安芸市議会政務活動費の交付に関する条例附則第 3 項に「平成 30 年 4 月分以降の政務活動費については、当分の間、第 3 条の規定にかかわらず、交付しない。」という文面で、期間に対し曖昧で無期限の条例文が規定されていることに異議を持ち、ここに提案いたします。

理由として、政務活動費は我々議員の資質向上の為に調査研究、その他の活動に必要な費用の一部を交付し、議会の活性化と政策立案能力の充実強化を図ること、また議会力の向上に資するためにも交付すべきである。現在の条例文にある「当分の間交付しない」という曖昧な期間、無期限で、新たな議員を含む 14 名の学ぶ機会を奪っていることに疑問をもつことを理由とし、個々の議員の資質向上のためにも、政務活動費の交付を来年度より、交付できるように新たな改正案を提案いたします。よろしくお願い申し上げます。

○小松文人議長　これより、本件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小松文人議長　別に質疑もなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件は、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小松文人議長　御異議なしと認めます。よって本件は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小松文人議長　別に討論もなければ討論を終結いたします。

これより、議案第 109 号「安芸市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長　起立少数であります。よって、本件は否決されました。

日程第 4、議案第 110 号「待機児童解消、保育士の処遇改善、保育の無償化のための必要な措